

四條畷市福祉基金助成金交付要綱

(目的)

第1条 市民の積極的な福祉活動の振興を図るため、四條畷市福祉基金条例（平成3年条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例第1条に定める四條畷市福祉基金（以下「基金」という。）の運用益を用いて四條畷市福祉基金助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、四條畷市福祉基金条例施行規則第2条第1項第1号に定める事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成金の交付の対象とならない。ただし、条例第7条に規定する四條畷市福祉基金事業運営委員会（以下「委員会」という。）において特に必要があると認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 在宅要配慮者又は社会福祉施設入所者に対し金品を直接に給付する事業
- (2) 社会福祉法人等が自らの責任において実施すべき性格を有する事業
- (3) 助成金による前年度と同一の物品購入事業

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、市内にその活動拠点を有し、又は市内で活動の主要部分を行っている福祉活動の実績のある法人その他の団体とする。

2 四條畷市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でないこととする。

(助成の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、助成事業に要する経費から次の各号に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 自らの責任において負担すべき性格を有する経費
- (2) 助成事業に係る助成金以外の収入

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1団体につき、対象経費の額と30万円とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認める事業については、200万円を超えない範囲で助成することができる。

3 助成金申請額の総額が予算額を超えた場合は、各申請額に総申請額を除して得た数を予算額に乗じた額を助成上限額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、四條畷市福祉基金助成金交付申請書(様式第1号)を市長に対し、その指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、四條畷市福祉基金助成金事業計画書(様式第2号)を添付しなければならない。

(調査審議)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る事業に関する審議を委員会に諮問するものとする。

2 委員会は、前項の諮問があったときは、予算の範囲内で、基金の設置目的、助成金の交付目的及び次の各号に掲げる事項について、申請者等による発表及び聴取を行い、当該事業に対する助成金の額について審議するものとする。

(1) 実施可能な事業であること。

(2) 営利を目的としない事業であること。

3 委員会は、速やかに前項の審議結果を市長に答申するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条第3項の報告に基づき、助成金の交付の決定を行い、四條畷市福祉基金助成金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請者のうち前項の決定を受けない者に対し、助成金の不交付の旨を通知するものとする。

(助成事業の遂行)

第9条 助成事業の遂行については、次のとおりとする。

(1) 助成事業に要する経費の配分の変更は、物品購入費を除き、可能とする。

(2) 助成事業の内容の変更及び計画外の経費科目の支出をする場合は、市長の承認を受けること。ただし、物品購入費の支出については、原則、認めない。

(3) 助成事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。

(4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

(6) 助成事業により取得し、又は効用を増した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効果的な運用を図ること。

(7) 助成事業により取得し、又は効用を増した財産を処分する場合は、速やか

に市長に報告してその指示を受けること。

- (8) 助成事業の実施にあたり、基金の運用による助成金を受けていることを周知しておくこと。

(助成申請の取下げ)

第10条 助成金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、第8条第1項の規定による通知を受け取った日から30日以内とする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付の決定通知を受け取った後、速やかに四條畷市福祉基金助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(事業完了報告)

第12条 助成金の交付を受けた者は、事業の完了後30日以内の日又は翌年度4月10日のいずれか早い日に四條畷市福祉基金助成金事業完了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報告書の確認等)

第13条 助成金の交付を受けた者は、前条の報告書に添えて四條畷市福祉基金助成金事業成果報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、助成金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し必要な報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿等を検査することができる。

(助成金の額の確定等)

第14条 市長は、第12条の規定による報告があった場合、当該報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を適否確認し、交付すべき助成金の額を確定するとともに、四條畷市福祉基金助成金確定通知書(様式第7号)を当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた者が、助成金の他の用途への使用をし又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第12条の規定による四條畷市福祉基金助成金事業完了報告書等の収支決算において余剰金が生じたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委 任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱、令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

四條畷市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

⑩

四條畷市福祉基金助成金交付申請書

標記の助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業費総額 円

3 助成金交付申請額 円

(様式第3号)

第 年 月 日 号

様

四條畷市長

四條畷市福祉基金助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四條畷市福祉基金助成金は、下記のとおり決定したので、四條畷市福祉基金助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 条 件

- (1) 要綱第9条に掲げる条件を厳守すること。
- (2) 要綱第12条の事業完了報告書提出の期日を厳守すること。

(様式第4号)

年 月 日

四條畷市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

印

四條畷市福祉基金助成金交付請求書

四條畷市福祉基金助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額

円

ただし、 年 月 日付け 第 号に基づく助成金

(様式第5号)

年 月 日

四條畷市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

印

四條畷市福祉基金助成金事業完了報告書

四條畷市福祉基金助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

助成事業完了の年月日	年 月 日
事業費総額	円
助成金交付決定額	円
助成金精算額	円
差 額	円
差額が生じた理由	

(様式第6号)

四條畷市福祉基金助成事業成果報告書

(様式第7号)

第 年 月 日 号

様

四條畷市長

四條畷市福祉基金助成金確定通知書

年 月 日付けで交付決定した四條畷市福祉基金助成金の額は、下記
のとおり確定したので、四條畷市福祉基金助成金交付要綱第14条の規定により通知
します。

記

助成金確定額 金 円